

通所型サービス運営規程

デイサービスふじのはな運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社青武が開設するデイサービスふじのはな（以下「事業所」という。）が行う江南市介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援状態若しくは事業対象者である高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスふじのはな
- (2) 所在地 江南市村久野町平松197

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
生活相談員 ----- 1名以上
看護職員 ----- 1名以上
介護職員 ----- 6名以上
機能訓練指導員 ----- 1名以上

従業者は、指定通所型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後16時40分までとする。

(通所型サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

1 単位 25名 (従来型)

(事業の内容及び利用料等)

第7条 通所型サービスの内容は次のとおりとし、通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、江南市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴 (一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 生活機能向上グループ活動

2 第9条の通常の実施地域を越えて行う通所型サービスに要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

通常の実施地域以上の地点は、片道1キロメートルあたり100円徴収する。

- 3 食費は、普通食760円、普通きざみ食820円、ムース食920円 (おやつ代含む)。
- 4 日用品費は60円を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所型サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、江南市、扶桑町、一宮市、各務原市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときには速やかに申し出る。
- ② 共有の設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年4回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社青武と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月24日から施行する。

この規程は、令和3年12月27日から施行する。

この規程は、令和4年7月21日から施行する。

この規定は、令和4年11月4日から施行する。

この規定は、令和4年11月22日から施行する。

この規定は、令和5年6月19日から施行する。

この規定は、令和6年12月1日から施行する。

この規定は、令和7年1月4日から施行する。